

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成23年7月8日

石川県監査委員 藤井義弘
同 米光正次
同 安田慎一
同 織田静代

(別紙)

農研第378号
平成23年6月20日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本 正憲

平成23年5月31日付け石監査第104号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
生産物売払収入の収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	農業総合研究センター	生産物の売払収入事務について、これまでは、生産物売払申請に対する承認から収入調定、納入通知書発行と一連の業務をすべて総務課で行っていましたが、業務執行体制を見直し、承認業務までは研究部で、それに基づく収入事務は総務課でそれぞれ担当することとしました。 今後は、所内関係部署との連携を密にし、収入事務担当者はもとより、審査、確認等担当職員相互のチェックを厳重に行い、生産物売払収入事務の適正な執行に努めてまいります。